

3防危管 第80号
令和4年2月10日

愛知県建設局河川課長 様

名古屋市防災危機管理局
危機管理企画室長

名古屋市ハザードマップの改定に伴う
宅地建物取引業者への周知について（依頼）

近年、全国各地で災害が激甚化・頻発化していることから、平成27年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の浸水想定を基にした風水害（洪水、内水氾濫、高潮）ハザードマップを作成することとされました。

本市では、風水害ハザードマップの改定に合わせて、津波・地震のハザードマップについても改定するなどすべての災害を掲載した総合ハザードマップの作成を進めており、令和5年3月に全戸に配布を予定しております。

また、総合ハザードマップの全戸配布に先立って、浸水想定が大きく変わる風水害に関わるハザードマップを広報なごや特集号として、令和4年3月に全戸に配布します。

つきましては、以下の通り、宅地建物取引業法施行規則における水防法に基づいたハザードマップが変更になりますので「水害ハザードマップに関する宅地建物取引業者への協力について（令和2年7月17日国土交通省通知）」に基づき、宅地建物取引業者への共有をお願い申し上げます。

記

1 本市の風水害ハザードマップの改定スケジュール

日程	内容
令和4年3月	新しい風水害ハザードマップの全戸配布、市公式ウェブサイトへの掲載
令和4年6月	新しい風水害ハザードマップの運用開始

2 宅地建物取引業法施行規則における水防法に基づいたハザードマップについて

新旧	ハザードマップの種類	令和4年5月まで	令和4年6月から
現行	あなたの街の洪水・内水ハザードマップ (・洪水ハザードマップ ・内水ハザードマップ (水防法に基づかない))	○	—
新	新しい風水害 (洪水・内水・高潮) ハザードマップ (予定) (・洪水ハザードマップ ・内水ハザードマップ (※1) ・高潮ハザードマップ)	※2	○

※1 現時点では、内水浸水想定区域は指定されておりませんが、今後指定されれば、水防法に基づいたハザードマップとなります。
 詳細については、以下ご確認ください。

🔍 名古屋市 不動産取引時の水害ハザードマップ 🔍

※2 新しい風水害ハザードマップについては、令和4年3月より市公式ウェブサイトにおいて公表

3 風水害ハザードマップ (広報なごや特集号)

別紙参照

防災危機管理局危機管理企画室

担当：藤原、伊藤

電話 972-3523